

証券コード:5702

第93回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月19日(金曜日)
午前10時

開催場所

大阪市西区土佐堀一丁目5番6号
大阪YMCA会館2階ホール

※昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会々場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようお越しく下さい。

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
添付書類	
事業報告	8
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告書	30

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、今後株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<http://www.dik-net.com/>

株式会社 大紀アルミニウム工業所

証券コード 5702
2020年6月2日

株主各位

大阪府大阪市西区土佐堀一丁目4番8号
株式会社 大紀アルミニウム工業所
代表取締役 山本 隆章
社長執行役員

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。**

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市西区土佐堀一丁目5番6号
大阪YMCA会館2階ホール

※ 昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会々場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようお越しく下さい。

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第93期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dik-net.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dik-net.com/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

<株主様へのお願い>

- ・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに、書面またはインターネットによる方法もございますので、是非ご利用をご検討ください。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会々場において、当社役員及び運営スタッフもマスクを着用させていただく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会々場受付及び会場内には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、間隔を空けてお席を設けさせていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合

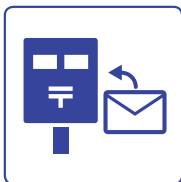


株主総会日時

2020年6月19日（金曜日） 午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2020年6月18日（木曜日） 午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日） 午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

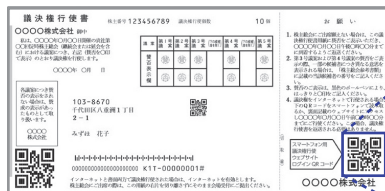


「スマート行使」によるご行使

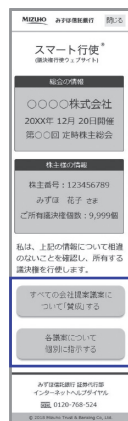
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

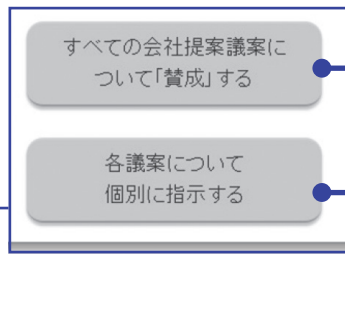
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



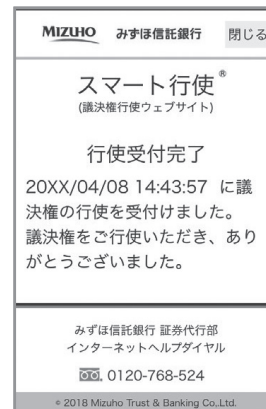
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトのご利用にあたってはご登録をお願いいたします。ご登録いただける場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。

【招集ご通知電子配信メニュー】

- 招集ご通知電子配信の申し込みはこちら
- メールアドレス確認はこちら
- ご登録メールアドレスの変更または中止はこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



■「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにより招集ご通知と受信された場合、当該電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

■「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

●パスワードを変更してください。
●議決権行使書用紙に記載のパスワードと新しいパスワード(2回)を入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:
(確認のためもう一度):

※英数字の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティ向上のため、電話や書面にて通知することは一時的にやめますので、新しいパスワードは忘れずにご注意ください。

■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

■「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524（受付時間：平日午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金13円

総額 526,532,175円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役谷敏夫及び稲田実の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	再任 谷 敏 夫 (1947年10月29日)	1974年 4 月 当社入社 1993年 6 月 当社管理部部長代理 2001年 9 月 当社執行役員管理部部長代理 2002年 6 月 当社執行役員管理部長 2008年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る	59,600株
【監査役候補者とした理由】 上記に記載のとおり、長年に亘り当社管理部長として経理業務の経験を重ねた経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その実績等を活かし、監査役として適切な職務の遂行が期待できるものと判断し、引き続き監査役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	新任 小 川 やす じ (1953年4月14日)	1977年 4 月 株式会社協和銀行 (現株式会社りそな銀行) 入行 2008年 4 月 当社入社管理部付部長 2008年 6 月 当社執行役員管理部長 2008年 7 月 当社執行役員管理部長兼リスク管理室長 2010年 4 月 当社執行役員管理部長兼リスク管理室長 兼TQM推進室長 2011年 6 月 当社取締役管理部長兼リスク管理室長兼 TQM推進室長 2013年 6 月 当社常務取締役管理部長兼リスク管理室 長兼TQM推進室長 2017年 4 月 当社常務取締役管理部担当兼リスク管理 室長 2019年 6 月 当社常務執行役員管理部担当兼リスク管 理室長兼TQM推進室長 2020年 3 月 当社常務執行役員管理部担当 現在に至る	47,400株
【監査役候補者とした理由】 上記に記載のとおり、当社の常務取締役管理部担当を歴任しており、豊富な経験、幅広い知見を有しており、その実績等を活かし、監査役として適切な職務の遂行が期待できるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。			

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴い個人消費が落ち込むも緩やかに持ち直していました。一方、海外では米中の貿易摩擦激化や英国EU離脱問題による世界経済の減速感が一段と高まり、さらに年度末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響もあり、経済や社会の先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

こうした環境のもと当社グループにおいては、大手需要先である自動車メーカーの販売数量が前年比微減となったことにより、需要は低調に推移しました。

この結果、当社グループの連結売上高につきましては、前年同期に比して販売数量が減少し販売価格も低下したことにより、アルミニウム二次合金地金969億2千1百万円（前年同期比16.4%減）、商品・原料他621億5千7百万円（前年同期比23.2%減）で、これらを併せた売上高総額は1,590億7千9百万円（前年同期比19.1%減）となりました。

また、収益面につきましては、国内において、販売数量が減少し減益となりましたが、海外の連結子会社の業績が好調なことから、製品価格と原料価格の価格差（スプレッド）が順調に推移したことにより、経常損益としましては、77億2千3百万円（前年同期比8.4%増）の利益となり、親会社株主に帰属する純損益は55億8千6百万円（前年同期比10.4%増）の利益を計上することとなりました。

(企業集団の品目別販売実績)

品名	第 92 期 (2018.4.1～2019.3.31)		第 93 期 (当期) (2019.4.1～2020.3.31)		対前期 増減金額	対前期 比率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
製品	115,866 百万円	58.9 %	96,921 百万円	60.9 %	△18,944 百万円	△16.4 %
商品・原料他	80,882	41.1	62,157	39.1	△18,725	△23.2
合 計	196,749	100.0	159,079	100.0	△37,669	△19.1

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(当社の品目別販売実績)

品 名			第 92 期 (2018.4.1～2019.3.31)			第 93 期 (当期) (2019.4.1～2020.3.31)			対 前 期 増減金額	対前期 比 率
			数 量	金 額	構成比率	数 量	金 額	構成比率		
製 品	アルミニウム合金 ダイカスト用 鋳物用 圧延用	トン 168,098	百万円 39,497	% 34.5	トン 157,015	百万円 31,719	% 34.5	百万円 △7,778	% △19.7	
		52,214	13,850	12.1	45,035	10,413	11.3	△3,436	△24.8	
		23,715	5,351	4.7	23,276	4,272	4.6	△1,078	△20.2	
	小 計		244,028	58,699	51.2	225,327	46,405	50.4	△12,294	△20.9
商品 ・ 原料他			－	55,944	48.8	－	45,616	49.6	△10,327	△18.5
合 計			244,028	114,644	100.0	225,327	92,022	100.0	△22,622	△19.7

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、総額67億4千6百万円となりました。その主なものは、ダイキアルミニウム インダストリー インディアの工場新設及びコストダウンのための生産合理化への設備増強を実施したものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年4月26日及び2020年1月28日に第三者割当増資でダイキアルミニウムインダストリー インディアの株式を1,000百万株取得しました。(期末保有株式1,600百万株、出資比率100.0%)

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界的な消費の落ち込みや生産活動の停滞など、世界経済が大きく減速することが懸念されており、予断を許さない状況が続くと見込まれます。

このような状況下において、当アルミニウム二次合金業界は大手需要先である自動車メーカーの大幅な減産で、先行きの不透明感が極めて強い状況であります。

こうした中、当社グループは、需要に見合う効率的な生産体制、原材料の価格変動にも対応出来る購買体制を図るなど、時代の変化に敏速に対応できるよう社業の発展に万全を期する所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 90 期 (2016.4.1~2017.3.31)	第 91 期 (2017.4.1~2018.3.31)	第 92 期 (2018.4.1~2019.3.31)	第 93 期 (当期) (2019.4.1~2020.3.31)
売 上 高 (百万円)	150,809	185,586	196,749	159,079
経 常 利 益 (百万円)	4,684	6,598	7,125	7,723
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,136	4,490	5,058	5,586
1 株当たり当期純利益 (円)	75.73	108.43	122.40	137.88
総 資 産 (百万円)	76,637	94,698	90,802	83,234
純 資 産 (百万円)	26,822	31,669	34,516	38,691

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第92期の期首から適用しており、第90期及び第91期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 九 州 ダ イ キ アル ミ	百万円 40	% 100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 ダ イ キ マ テ リ アル	300	100.0	非鉄金属のリサイクル及びアルミニウム屑の売買
東 京 アル ミ セ ン タ ー 株 式 会 社	10	100.0	アルミニウム屑の売買
ダイキ インターナショナルトレーディング コーポレーション	百万米ドル 2	100.0	アルミニウム地金及びアルミニウム屑の売買
ダイキアルミニウム インダストリー (タイランド)	百万バーツ 350	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
セ イ シ ン (タイランド)	300	100.0	ダイカスト製品の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー インドネシア	百万ルピア 463,686	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー (マレーシア)	百万リンギット 17	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー インディア	百万インドルピー 1,600	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 聖 心 製 作 所	百万円 300	99.7	ダイカスト製品の製造販売
大 紀 (佛 山) 経 貿 有 限 公 司	百万元 20	90.0	アルミニウム二次合金地金の販売
株 式 会 社 北 海 道 ダ イ キ アル ミ	百万円 60	86.7	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキ オーエム アルミニウム インダストリー (フィリピンズ)	百万米ドル 1	60.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売

(11) 主要な事業内容

アルミニウム二次合金地金（ダイカスト用・鋳物用・圧延用）の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。なお、溶解技術と経験を活かし、溶解炉及び関連設備・機器、溶解システム等の設計・製作・販売並びにその補修も行っております。

(12) 主要な拠点等

(当社)

本社 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目4番8号（日栄ビル8階）
東京支店 東京都千代田区神田東松下町14番地（東信神田ビル8階）
名古屋支店 愛知県安城市赤松町広久手15番地
福岡出張所 福岡県糟屋郡宇美町貴船三丁目8番1号
テクニカルセンター 三重県亀山市川崎町字山新田1483番地1
工場 亀山（三重県）・滋賀（滋賀県）・新城（愛知県）・結城（茨城県）・白河（福島県）
ロサンゼルス駐在事務所 アメリカ合衆国 カリフォルニア州
ロシア代表事務所 ロシア連邦 モスクワ市
上海駐在事務所 中華人民共和国 上海市
(株式会社九州ダイキアルミ)
本社 福岡県糟屋郡宇美町貴船三丁目8番1号
(株式会社聖心製作所)
本社 滋賀県東近江市柴原南町字深谷1592番地1
(株式会社ダイキマテリアル)
本社 三重県亀山市川崎町字地藏僧1291番地1
大阪集荷センター 柏原（大阪府）
業務課 大阪（大阪府）
(東京アルミセンター株式会社)
本社 東京都江戸川区松江七丁目6番23号
支店 千葉（千葉県）
(株式会社北海道ダイキアルミ)
本社 北海道苫小牧市字柏原6番地276 苫小牧東部工業団地
支店 札幌（北海道）
(DAIKI INTERNATIONAL TRADING CORPORATION)
本社 アメリカ合衆国 カリフォルニア州
(大紀（佛山）経貿有限公司)
本社 中華人民共和国 佛山市
(DAIKI OM ALUMINIUM INDUSTRY (PHILIPPINES), INC.)
本社 フィリピン カビテ州
(PT.DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDONESIA)
本社 インドネシア カラワン県
(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (MALAYSIA) SDN.BHD.)
本社 マレーシア セランゴール州
(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (THAILAND) CO.,LTD.)
本社 タイ王国 チョンブリ県
(SEISHIN (THAILAND) CO.,LTD.)
本社 タイ王国 チョンブリ県
(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDIA PRIVATE LIMITED)
本社 インド アンドラ・プラデシュ州

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前期末比増減
全社（共通）	1, 1 3 6 名	1 0 5 名増

（注） 従業員数には、使用人兼務取締役、嘱託、出向者及び臨時雇は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7, 2 9 5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4, 6 3 3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3, 0 2 4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2, 8 0 5
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2, 7 6 0

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 43,629,235株 (自己株式3,126,760株を含む。)
 (3) 当期末株主数 4,865名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
有 限 会 社 山 本 エ ス テ ー ト	3,480	8.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,904	4.7
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,878	4.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,670	4.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,580	3.9
山 本 隆 章	1,514	3.7
大 紀 ア ル ミ 得 意 先 持 株 会	1,270	3.1
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,004	2.4
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,003	2.4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,002	2.4

- (注) 1. 上記以外に自己株式を3,126,760株保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式(3,126,760株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

ア. 取得株式

普通株式 69株
 取得価額の総額 50,889円

イ. 処分株式

普通株式 12,000株
 処分価額の総額 2,796,000円

ウ. 失効手続きをした株式

該当なし

エ. 決算期における保有株式

普通株式 3,126,760株

オ. 第91回定時株主総会後、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式
 2019年2月8日付取締役会決議 223,400株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

2009年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 新株予約権の数

772個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 772,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ. 新株予約権の払込金額

1株あたり 1円

エ. 新株予約権の行使価額

1個あたり 1,000円

オ. 新株予約権の行使期間

2009年10月1日から2039年9月30日まで

カ. 新株予約権の行使条件

(ア) 各新株予約権の1個の一部行使は認めない。

(イ) 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、対象者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

キ. その他取得の条件

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 上記カ. に定める条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

ク. 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	626個	626,000株	3名

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	山 本 隆 章	
代表取締役副社長執行役員	森 川 芳 光	生産統括室長兼リスク管理室長
取締役専務執行役員	後 藤 和 示	海外事業室長
取 締 役	辰 野 守 彦	弁護士
取 締 役	礒 貝 英 士	
常 勤 監 査 役	谷 敏 夫	
監 査 役	稲 田 実	
監 査 役	蔭 山 幸 男	公認会計士
監 査 役	野 澤 密 孝	

- (注) 1. 2019年6月21日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、取締役小川泰司、林繁典、山岡正男、小畑田竜也及び門谷正雄は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役辰野守彦及び礒貝英士は社外取締役であります。
3. 監査役の稲田実、蔭山幸男及び野澤密孝は社外監査役であります。
4. 取締役辰野守彦、礒貝英士及び監査役稲田実は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役谷敏夫は、長年に亘り当社管理部長として経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役蔭山幸男は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 164百万円 (うち社外取締役 2名 10百万円)
監査役 4名 25百万円 (うち社外監査役 3名 10百万円)

(注) 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	辰 野 守 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取 締 役	磯 貝 英 士	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	稲 田 実	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、また当期開催の監査役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	蔭 山 幸 男	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、また当期開催の監査役会12回全てに出席（出席率100.0%）し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	野 澤 密 孝	当期開催の取締役会12回の内11回に出席（出席率91.7%）し、また当期開催の監査役会12回の内11回に出席（出席率91.7%）し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ 37百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

有限責任監査法人トーマツ 37百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を受け、前期の監査遂行状況、当該期の監査計画の内容、監査時間、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識会計基準に関する導入助言業務」に対し、3百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等について問題があり、適正な職務の遂行に支障があると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、経営の基本方針に則った「行動指針」に基づき、その理念及び精神を役職者をはじめとするグループ会社全使用人に周知・徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、企業の社会的責任（CSR）を全社員が自覚することに努める。また、管理部を担当する取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたり、内部通報者保護制度の構築等を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、取締役会等の会社機関の意思決定に係る文書は法令・社内文書規程に基づき保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧することができるものとする。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 損失の危険の管理については、当社の「リスク管理室」の機能を強化し、当社及びグループ各社が抱えるリスクの管理について必要な見直し・対応の検討、そのための研修の実施等を行うこととする。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

イ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長執行役員指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ厳正な対応を行い、被害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員出席による経営会議を毎月2回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は業務分掌に基づき業務を執行する。なお、経済状況の変化等に対しては迅速かつ適正に対処する。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の経営管理指導及び計数管理は当社の各担当部門の責任者が行う。なお、当社代表取締役社長執行役員と子会社代表者との間での「トップ診断」を通じ、子会社の管理目標設定等の摺り合わせを行い、年2回以上の会合を実施することを通じて子会社の事業活動及び業績の管理を行い、各社が自主性を発揮しつつ、事業目的の遂行と安定成長を図るための指導・育成を図ることとしている。
- イ. 子会社には当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視できる体制としている。
- ウ. 子会社は当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制とする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の判断により、必要に応じてその業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、その人事等については、独立性を保つように取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら調査することができるものとする。
- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ウ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、代表取締役、会計監査人、監査室及びグループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- イ. 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及びグループ各社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは取引関係及びその他いかなる関係も持たないとのグループ倫理規範を掲げている。その倫理規範に基づき、一切の関係遮断のために、直接的なアプローチのほか、機関紙購入や一方的な送付、寄付金・賛助金の支出、クレーム及び示談金の要求、広告掲載、口止め料、株主総会関係等による間接的なアプローチに対しても、警察当局等と連携しながら毅然たる対応で行動するものとしている。

これらにもかかわらず、反社会的勢力とは知らずに、当社の意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成し、社外監査役3名を含む監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、役員の派遣、定期的な内部監査を通じて子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議の他、業推会議その他の重要な会議に出席し、必要な場合は説明を求めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	58,303	流 動 負 債	34,627
現金及び預金	9,276	支払手形及び買掛金	6,909
受取手形及び売掛金	29,416	短期借入金	22,641
商品及び製品	8,760	未払金	1,647
仕掛品	276	未払法人税等	477
原材料及び貯蔵品	7,394	未払消費税等	227
その他の	3,183	未払費用	1,675
貸倒引当金	△4	賞与引当金	280
		その他の	768
固 定 資 産	24,930	固 定 負 債	9,915
有形固定資産	21,156	長期借入金	8,698
建物及び構築物	5,999	役員退職慰労引当金	8
機械装置及び運搬具	7,422	退職給付に係る負債	200
工具、器具及び備品	300	リース債務	103
土地	3,858	資産除去債務	165
リース資産	918	繰延税金負債	587
建設仮勘定	2,657	その他の	152
無形固定資産	145	負債合計	44,543
のれん	16	純 資 産 の 部	
その他の	129	株 主 資 本	37,167
投資その他の資産	3,628	資本金	6,346
投資有価証券	2,877	資本剰余金	8,835
長期貸付金	16	利益剰余金	23,326
退職給付に係る資産	155	自己株式	△1,340
繰延税金資産	113	その他の包括利益累計額	980
その他の	683	その他有価証券評価差額金	609
貸倒引当金	△217	繰延ヘッジ損益	77
		為替換算調整勘定	367
		退職給付に係る調整累計額	△73
		新株予約権	145
		非支配株主持分	397
		純資産合計	38,691
資産合計	83,234	負債・純資産合計	83,234

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		159,079
売上原価		144,376
売上総利益		14,703
販売費及び一般管理費		6,984
営業利益		7,719
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	277	
為替差益	223	
技術指導料	7	
鉄屑売却益	70	
その他	166	842
営業外費用		
支払利息	748	
手形売却損	10	
その他	80	839
経常利益		7,723
特別利益		
固定資産売却益	12	
受取保険金	270	283
特別損失		
固定資産除売却損	70	
災害による損失	242	313
税金等調整前当期純利益		7,693
法人税、住民税及び事業税	1,912	
法人税等調整額	133	2,046
当期純利益		5,647
非支配株主に帰属する当期純利益		60
親会社株主に帰属する当期純利益		5,586

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,346	8,837	18,755	△1,190	32,749
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,015	－	△1,015
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	5,586	－	5,586
自己株式の取得	－	－	－	△155	△155
自己株式の処分	－	△2	－	5	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△2	4,571	△150	4,418
当 期 末 残 高	6,346	8,835	23,326	△1,340	37,167

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	1,108	18	97	17	1,241	148	378	34,516
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	△1,015
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	5,586
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△155
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△499	59	270	△90	△261	△2	19	△244
当 期 変 動 額 合 計	△499	59	270	△90	△261	△2	19	4,174
当 期 末 残 高	609	77	367	△73	980	145	397	38,691

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	34,684	流 動 負 債	20,919
現金及び預金	4,371	支払手形	1,903
受取手形	3,906	買掛金	2,918
売掛金	16,953	短期借入金	9,958
商品及び製品	5,974	1年内返済予定の長期借入金	3,233
原材料及び貯蔵品	2,314	リース債務	8
短期貸付金	600	未払金	690
未収入金	355	未払法人税等	316
貸倒引当金	△2	未払消費税等	169
その他	209	未払費用	1,071
固 定 資 産	22,035	賞与引当金	209
(有形固定資産)	(7,242)	設備関係支払手形	363
建物	2,342	その他	77
構築物	501	固 定 負 債	7,388
機械及び装置	1,629	長期借入金	6,822
車両運搬具	108	リース債務	12
工具、器具及び備品	104	資産除却債務	165
土地	2,478	繰延税金負債	236
リース資産	18	その他	152
建設仮勘定	58	負債合計	28,308
(無形固定資産)	(105)	純 資 産 の 部	
電話加入権	7	株 主 資 本	27,579
借地権	35	(資本金)	(6,346)
ソフトウェア	62	(資本剰余金)	(8,835)
その他	0	資本準備金	2,400
(投資その他の資産)	(14,687)	その他資本剰余金	6,435
投資有価証券	2,532	(利益剰余金)	(13,737)
関係会社株式	10,727	その他利益剰余金	13,737
関係会社出資金	378	圧縮積立金	13
長期貸付金	404	別途積立金	2,000
前払年金費用	257	繰越利益剰余金	11,724
長期前払費用	46	(自己株式)	(△1,340)
差入保証金	185	評価・換算差額等	686
破産、更生債権	11	(その他有価証券評価差額金)	(609)
その他	164	(繰延ヘッジ損益)	(77)
貸倒引当金	△20	新 株 予 約 権	145
資産合計	56,720	純資産合計	28,411
		負債・純資産合計	56,720

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		92,022
売 上 原 価		86,116
売 上 総 利 益		5,905
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,580
営 業 利 益		2,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	911	
技 術 指 導 料	151	
受 取 地 代 及 び 家 賃	83	
鉄 屑 売 却 益	45	
そ の 他	102	1,294
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	164	
支 払 手 数 料	4	
そ の 他	77	246
経 常 利 益		3,372
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
受 取 保 険 金	270	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	397	671
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	46	
災 害 に よ る 損 失	242	288
税 引 前 当 期 純 利 益		3,756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	850	
法 人 税 等 調 整 額	9	860
当 期 純 利 益		2,895

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	6,346	2,400	6,438
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	－
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△2
当 期 末 残 高	6,346	2,400	6,435

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金				
	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	22	2,000	9,834	△1,190	25,851
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,015	－	△1,015
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△8	－	8	－	－
当 期 純 利 益	－	－	2,895	－	2,895
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△155	△155
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	5	2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△8	－	1,889	△150	1,728
当 期 末 残 高	13	2,000	11,724	△1,340	27,579

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,108	18	1,127	148	27,126
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△1,015
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	2,895
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△155
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△499	59	△440	△2	△443
当 期 変 動 額 合 計	△499	59	△440	△2	1,284
当 期 末 残 高	609	77	686	145	28,411

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 越 弘 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大紀アルミニウム工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 越 弘 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所	監査役会			
常勤監査役	谷	敏	夫	㊟
社外監査役	稲	田	実	㊟
社外監査役	蔭	山	幸	㊟
社外監査役	野	澤	密	㊟

以 上

〈メ モ 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会々場ご案内略図

株主総会々場

大阪市西区土佐堀一丁目5番6号 TEL 06-6441-0893

大阪YMCA会館2階ホール



地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車3号出口から西へ徒歩7分
京阪電鉄中之島線「渡辺橋」駅下車2B号出口から南西へ徒歩10分
地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車6号出口から西へ徒歩13分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。